

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 1004 回（非公開会合）議事概要

1. 日 時 令和3年9月17日（金） 10:30～11:50
2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内（TV会議システムを利用）
3. 出席者
原子力規制委員会 石渡委員
原子力規制庁 大浅田安全規制管理官（地震・津波審査担当）、岩田安全管理調査官 他2名
日本原子力発電（株） 石坂常務取締役、北川常務執行役員、堀江執行役員
他5名（TV会議システムによる出席）
4. 議 題
（1）日本原子力発電（株）東海第二発電所 特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造並びに基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
（2）その他
5. 配付資料
資料1-1 特定重大事故等対処施設（一の施設）設置位置付近の地質・地質構造について（コメント回答）（非公開）
資料1-2 特定重大事故等対処施設（一の施設）設置位置付近の地質・地質構造について（補足説明資料）（非公開）
資料2-1 特定重大事故等対処施設（一の施設）の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（コメント回答）（非公開）
資料2-2 特定重大事故等対処施設（一の施設）の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（補足説明資料）（非公開）

6. 議事概要

- (1) 日本原子力発電（株）から、令和元年9月24日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、敷地の地質・地質構造に関する、第969回審査会合（令和3年4月23日）及び現地調査（令和3年6月21日）における石渡委員及び原子力規制庁からなされた説明性向上の観点での指摘を踏まえ、コメント回答があった。また、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関しては、第974回審査会合（令和3年5月24日）において石渡委員及び原子力規制庁からなされた指摘を踏まえ、施工方針及び目的を中心にコメント回答があった。
- (2) 石渡委員及び原子力規制庁は、敷地の地質・地質構造については、令和3年6月21日の現地調査におけるコメント回答に関する説明について質疑により確認し、今後さらなる資料の充実を図るように求めた。また、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価については、設置許可基準規則第38条第1項（第4号）及び第2項適合の観点から設計方針及び評価方針がより明確になったことを確認した。以上のことから、特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造並びに基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価については、概ね妥当な検討がなされ、審査会合において審議・確認すべき論点は無いと評価した。ただし、石渡委員から、これまで審議してきた内容等に関して適切に反映されているか否かを、引き続き確認するよう原子力規制庁に指示があった。原子力規制庁は、石渡委員の指示に基づき、まとめ資料及び設置変更許可申請書（補正申請）については、引き続き確認することとした。
- (3) 日本原子力発電（株）から、審議結果をまとめ資料に反映し、設置変更許可申請書を補正するとともに、まとめ資料を規制庁へ提出する旨の回答があった。

以上